

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりです。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役です。なお、社外取締役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等ですが、該当する連結子法人等はありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。ただし、有価証券報告書記載の「対象となる役員の員数」には期中に就任・退任した者を含めており、「対象役員の平均報酬額」の算出根拠として用いるのは適切ではないため、算出に当たっては、当該期中就任者・期中退任者を除いております。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務について

① 報酬委員会等の整備・確保の状況について

当行は、当行の役員（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系、報酬の内容を審議する機関として、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容に係る決定方針及び個人別の報酬額等の内容を審議しております。

指名報酬委員会は、その過半が社外取締役により構成され、取締役等の報酬制度の運用全般について監視・牽制を行い、業務推進部門からは独立して報酬決定方針等を株主総会の決議の範囲内で定める権限を有しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に則り、監査等委員会の協議により決定しております。

② 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2022年4月～2023年3月)
指名報酬委員会（名古屋銀行）	4回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価について

対象役員及び対象従業員等の報酬等に関する方針について

(1) 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを取締役の報酬の基本方針としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役についてはその職務に鑑み、基本報酬のみとしております。地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関として短期的な利益偏重になることなく、経営理念の継続的な浸透を通じて、持続的な成長を図ることが重要と考え、一時的な利益変動に連動させる報酬体系とはしておりません。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しており、役員賞与を支給する場合は、役位、職責、当行の業績や経済・社会情勢等を踏まえたうえで適正性を重視しつつ決定し、事業年度終了後一定の時期に支給するものとしております。また、譲渡制限付株式報酬は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、監査等委員である取締役及び社外取締役以外の取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度で、株式の交付日から取締役を退任する日までの期間を譲渡制限期間とする内容となっております。

当行の役員の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、年額270百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額70百万円以内としております。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、2022年6月24日開催の第104期定時株主総会決議により、上記とは別枠で、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額70百万円以内、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の総数の上限を40,000株としております。

役員の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、業績や経済・社会情勢等を踏まえた上での適正性を重視しつつ、「役員報酬規程」に基づき指名報酬委員会で決定後、取締役会に報告しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、コーポレートガバナンスに関する基本方針に則り、監査等委員会の協議により決定しております。

(2) 報酬体系の設計・運用についての重要な変更について

2022年6月24日開催の第104期定時株主総会において、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて、新たに譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入すること、及び2021年6月25日開催の第103期定時株主総会決議によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額70百万円以内として設定することを決議しております。

また、ストックオプションから譲渡制限付株式への移行措置として、再任された対象取締役に対して、既に付与済みの未行使株式報酬型ストックオプションを権利放棄し当行が無償で取得するかわりに、同数の譲渡制限付株式を割り当て、2022年度（第105期）に限り、本制度へ移行するために既存の報酬枠とは別枠として、対象取締役に対するかかる割り当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内として設定することについても決議しております。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

(1) 別紙様式第一面（REM1）：当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等			イ	ロ
項番			対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	14	—
2		固定報酬の総額（3+5+7）	193	—
3		うち、現金報酬額	175	—
4		3のうち、繰延額	—	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	17	—
6		5のうち、繰延額	17	—
7		うち、その他報酬額	—	—
8		7のうち、繰延額	—	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	12	—
10		変動報酬の総額（11+13+15）	40	—
11		うち、現金報酬額	40	—
12		11のうち、繰延額	—	—
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
14		13のうち、繰延額	—	—
15		うち、その他報酬額	—	—
16	15のうち、繰延額	—	—	
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	2	—
18		退職慰労金の総額	318	—
19		うち、繰延額	—	—
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
21		その他の報酬の総額	—	—
22		うち、繰延額	—	—
23	報酬等の総額（2+10+18+21）		552	—

- (注) 1. 対象役員の報酬等には、使用人兼務役員の使用人給与額を含めております。
2. 固定報酬の対象役員のうち監査等委員である取締役は、株式報酬額又は株式連動型報酬額の支給対象となっておりません。
3. 退職慰労金には、当期中に支払われた打ち切り支給額を記載しております。
4. 固定報酬の株式報酬額又は株式連動型報酬額は、当事業年度に発生した譲渡制限付株式報酬としての繰延報酬を記載しております。
なお、この金額には、株式報酬型ストックオプションから譲渡制限付株式への移行措置として2022年7月22日付で付与した譲渡制限付株式（32,960株）に相当する報酬額102百万円は含まれておりません。

(2) 別紙様式第二面（REM2）：特別報酬等

特別報酬等に該当する事項はございません。

(単位：人、百万円)

REM2：特別報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、下記「別紙様式第三面（REM3）：繰延報酬等」以外に該当する事項はございません。

(1) 別紙様式第三面（REM3）：繰延報酬等

(単位：百万円)

REM3：繰延報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	
	繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額	
対象役員	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	84	—	—	—	76
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額	84	—	—	—	76	

(注) 繰延報酬等の残高は、譲渡制限付株式報酬としての繰延報酬を記載しております。

なお、この金額には、株式報酬型ストックオプションから譲渡制限付株式への移行措置として2022年7月22日付で付与した譲渡制限付株式(32,960株)に相当する報酬額102百万円のうち、「ホ 当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額」に該当するものを除いた額が含まれております。